

令和3年11月30日

令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（確報）

※ 令和3年9月30日の速報公表時点から、早期健全化基準、経営健全化基準以上となった地方公共団体又は会計に異動はありません。

I. 健全化判断比率の状況

- 財政再生基準以上の団体
：北海道夕張市（令和元年度決算も同じ）

【参考】財政再生団体等の状況

- 財政再生団体：北海道夕張市
- 財政健全化団体：なし

団体名	計画期間	【参考】(注)	
		実質公債費比率 (%)	将来負担比率 (%)
北海道夕張市	平成21年度～令和11年度	70.0(69.9)	336.0(399.7)

(注) 実質公債費比率及び将来負担比率の（ ）内は令和元年度決算に基づく数値

1. 実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし（元年度決算も同じ）
なお、実質赤字額がある団体は1団体（元年度決算：なし）
 - * 実質赤字比率：福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
 - * 実質赤字比率の早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ11.25%～15%、道府県は3.75%、財政再生基準は、市区町村は20%、道府県は5%
なお、都の実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う調整後の数値

2. 連結実質赤字比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし（元年度決算も同じ）
なお、連結実質赤字額がある団体は1団体（元年度決算：なし）
 - * 連結実質赤字比率：すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
 - * 連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市区町村は財政規模に応じ16.25%～20%、道府県は8.75%、財政再生基準は、市区町村は30%、道府県は15%
なお、都の連結実質赤字比率の基準については、財政制度の特例に伴う調整後の数値

3. 実質公債費比率

- 早期健全化基準以上の団体は1団体（夕張市：70.0%）
なお、当該団体は財政再生基準以上
（元年度決算も団体は同じ）
- 都道府県の平均値は10.2%、市区町村は5.7%
（元年度決算：都道府県平均10.5%、市区町村平均5.8%）
 - * 実質公債費比率：借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
 - * 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%

4. 将来負担比率

- 早期健全化基準以上の団体はなし（元年度決算：1団体）
- 都道府県の平均値は171.3%、市区町村は24.9%
（元年度決算：都道府県平均172.9%、市区町村平均27.4%）
 - * 将来負担比率：地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
 - * 将来負担比率の早期健全化基準は、市区町村（政令市を除く）は350%、都道府県及び政令市は400%
なお、財政再生基準はない

Ⅱ. 資金不足比率の状況

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は 9 会計（元年度決算：5 会計）
 - * 9 会計の内訳：交通事業 3 会計、電気事業 1 会計、病院事業 1 会計、下水道事業 3 会計、観光施設事業 1 会計

 - ・ 資金不足額がある公営企業会計は 4 9 会計（元年度決算：9 2 会計）
 - * 資金不足比率：公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの
 - * 資金不足比率の経営健全化基準は 20%
-

※ 健全化判断比率及び資金不足比率に関する解説については、「制度解説」(P. 9) 及び「用語説明」(P. 14) をご覧ください。

また、団体別健全化判断比率及び資金不足比率については「資料」をご覧ください。

(連絡先)

(健全化判断比率について)

自治財政局財務調査課 荘財政健全化専門官、鳥居係長

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5649

FAX：03-5253-5640

(資金不足比率について)

自治財政局公営企業課 渡辺理事官、稲葉係長

電話：(代表)03-5253-5111 (直通)03-5253-5634

FAX：03-5253-5640

E-mail：kenzenkahou@soumu.go.jp (各担当共通)

【参考】早期健全化基準又は経営健全化基準以上である団体又は会計の状況

1. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合計	合計(純計)
都道府県 (47団体)	0	0	0	0	0	0
	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)
政令市 (20団体)	0	0	0	0	0	0
	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)
市区 (795団体)	0	0	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
	(R1 0)	(R1 0)	(R1 1(1))	(R1 1)	(R1 2(1))	(R1 1(1))
町村 (926団体)	0	0	0	0	0	0
	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)	(R1 0)
合計 (1,788団体)	0	0	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
	(R1 0)	(R1 0)	(R1 1(1))	(R1 1)	(R1 2(1))	(R1 1(1))

(注) 1. ()内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

2. 将来負担比率には、財政再生基準はない。

2. 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体名

	令和2年度決算 早期健全化基準以上団体	令和元年度決算 早期健全化基準以上団体	増減
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	1団体 (北海道) <u>夕張市</u>	1団体 (北海道) <u>夕張市</u>	—
将来負担比率	—	1団体 (北海道) <u>夕張市</u>	1団体減

(注) 財政再生基準以上である団体には、下線を付している。

3. 実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (1)	0/795 (0)	0/926 (0)	0/1,788 (1)

(注) ()内の数値は、実質赤字額がある(実質赤字比率が0%超である)団体数である。

4. 連結実質赤字比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- ・ 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47 (0)	0/20 (0)	0/795 (0)	0/926 (1)	0/1,788 (1)

(注) ()内の数値は、連結実質赤字額がある(連結実質赤字比率が0%超である)団体数である。

5. 実質公債費比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- (1) 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	1/795	0/926	1/1,788

- (2) 早期健全化基準以上である団体の実質公債費比率
(単位:%)

都道府県名	市区町村名	実質公債費比率
北海道	夕張市	70.0

(注) 実質公債費比率の早期健全化基準は25%であり、財政再生基準は35%である。

6. 将来負担比率が早期健全化基準以上である団体の状況

- 早期健全化基準以上である団体数(再掲)

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
団体数	0/47	0/20	0/795	0/926	0/1,788

7. 資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数(事業種類・団体区分別)

事業種類	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	計
水道事業	0 / 24	0 / 19	0 / 1,175	0 / 96	0 / 1,314
簡易水道事業	0 / 0	0 / 2	0 / 480	0 / 1	0 / 483
工業用水道事業	0 / 39	0 / 9	0 / 95	0 / 10	0 / 153
交通事業	0 / 3	1 / 18	2 / 55	0 / 3	3 / 79
電気事業	0 / 25	0 / 2	1 / 69	0 / 2	1 / 98
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 21	0 / 0	0 / 22
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 41	0 / 6	0 / 86
病院事業	0 / 37	0 / 14	1 / 438	0 / 78	1 / 567
市場事業	0 / 9	0 / 18	0 / 117	0 / 9	0 / 153
と畜場事業	0 / 1	0 / 6	0 / 26	0 / 6	0 / 39
宅地造成事業	0 / 48	0 / 16	0 / 343	0 / 5	0 / 412
下水道事業	0 / 45	0 / 28	3 / 2,152	0 / 21	3 / 2,246
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	1 / 216	0 / 0	1 / 226
その他事業	0 / 15	0 / 2	0 / 64	0 / 21	0 / 102
計	0 / 287	1 / 143	8 / 5,292	0 / 258	9 / 5,980

(注)分母は事業種類別の公営企業会計数である。

8. 資金不足比率が経営健全化基準以上である団体・公営企業会計名

事業名	都道府県名	市区町村等名	会計名
交通事業(3)	京都府	京都市	京都市高速鉄道事業特別会計
	鹿児島県	三島村	三島村船舶交通事業特別会計
	沖縄県	渡嘉敷村	航路事業特別会計
電気事業(1)	静岡県	小山町	木質バイオマス発電事業特別会計
病院事業(1)	福岡県	小竹町	小竹町立病院事業特別会計
下水道事業(3)	福島県	郡山市	農業集落排水事業会計
	高知県	四万十市	四万十市下水道事業会計(農業集落排水)
	鹿児島県	屋久島町	屋久島町農業集落排水事業特別会計
観光施設事業(1)	山口県	周南市	国民宿舎特別会計

(注)資金不足比率の経営健全化基準は20%である。

(参考)

	令和2年度決算 経営健全化基準以上会計数	令和元年度決算 経営健全化基準以上会計数	増減
交通事業	3会計	-	+3 京都府京都市 京都市高速鉄道事業特別会計 鹿児島県三島村 三島村船舶交通事業特別会計 沖縄県渡嘉敷村 航路事業特別会計
電気事業	1会計	-	+1 静岡県小山町 木質バイオマス発電事業特別会計
病院事業	1会計	-	+1 福岡県小竹町 小竹町立病院事業特別会計
宅地造成事業	-	1会計	▲1 青森県新産業都市建設事業団 桔梗野工業用地造成事業
下水道事業	3会計	2会計	+3 福島県郡山市 農業集落排水事業会計 高知県四万十市 四万十市下水道事業会計(農業集落排水) 鹿児島県屋久島町 屋久島町農業集落排水事業特別会計 ▲2 福井県越前市 下水道事業会計 滋賀県甲良町 下水道事業会計
観光施設事業	1会計	2会計	+1 山口県周南市 国民宿舎特別会計 ▲2 岩手県奥州市 国民宿舎等事業会計 高知県高知市 国民宿舎運営事業特別会計
合計	9会計	5会計	